

令和2年度

東京国際空港場周道路他補修等工事

特記仕様書

令和2年1月
国土交通省 関東地方整備局
東京空港整備事務所

1. 工事概要

本工事は、東京国際空港制限区域内の場周道路他の舗装面清掃工、道路補修工、標識維持工、仮設工及び撤去工を施工するものである。

なお、本工事は、施工能力評価型（施工体制確認型）総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。さらに本工事は受発注者間の業務の効率化を目的とした工事書類簡素化、及び工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

また、「若手技術者を配置」「働きやすい職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について評価する工事であり、実施した場合には工事成績評価の加点を行う。

2. 施工場所

東京都大田区羽田空港 東京国際空港内（別添図参照）

3. 工期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

なお、工期は土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 管理用基準

管理用基準面は、A.P±0.00m（T.P-1.134m）とする。（測地成果 2011）

基準座標系は、A滑走路北端の基点を X=2,000.000m、Y=2,000.000mとし、方向角59° 53' 03" をX軸、149° 53' 03" をY軸とする。

なお、隣接する既設構造物の座標が一致しない場合は、監督職員と協議して座標を決定するものとする。

5. 工事内容

工 種	名 称	工 事 内 容		参 考 数 量	摘 要
		工 事 仕 様	数 量		
舗装面清掃工			1 式		
路面清掃工					昼間施工
	路面清掃(1)	別添図参照	9 回	総延長 221.40 km	
	路面清掃(2)	別添図参照	42 回	総延長 956.26 km	
道路補修工			1 式		
舗装補修工					昼間施工
	舗装版切断	アスファルト t=15cm以下	175 m		
	舗装版撤去(1)	t=50mm(人力)	50 m ²	アスファルト殻 3 m ³	
	舗装版撤去(2)	t=50mm(機械)	1,600 m ²	アスファルト殻 80 m ³	
	不陸整正	別添図参照	1,650 m ²		
	欠損部補修(1)	t=50mm(人力)	50 m ²	再生密粒度 アスファルト(13) 3 m ³	
				乳剤(PK-3) 40 L	
	欠損部補修(2)	t=50mm(機械)	1,600 m ²	再生密粒度 アスファルト(13) 80 m ³	
				乳剤(PK-3) 1,280 L	
	欠損部応急補修	パッチング	4 箇所	常温合材 0.44 t	
標識維持工			1 式		
区画線維持工					昼間施工
	区画線設置	W=15cm 実線	1,000 m	ベイト式(溶剤型) 常温・白色 150 m ²	
仮設工			1 式		
防塵処理工					昼間施工
	乳剤散布	プライムコート	10,000 m ²	乳剤(PK-3) 8,000 ℓ	
撤去工			1 式		
飛砂防止ネット撤去工					昼間施工
	飛砂防止ネット撤去		1,000 m ²		

参考数量は、施工に際しての割増、変化率を考慮していない原単位数量である。

6. 支給材料及び貸与物件

なし

7. 工事仕様

7-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「空港土木工事共通仕様書」（平成31年4月）国土交通省航空局の定めによるものとする。なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。
- (2) 空港土木工事共通仕様書に規定のない事項については、以下の仕様書等に準拠するものとし、適用する工種については監督職員と協議するものとする。
 - ・ 「土木工事共通仕様書」（令和元年6月）関東地方整備局

7-2 舗装面清掃工

- (1) 路面清掃は、週1回を原則とし、ロードスweeperにより実施するものとする。
- (2) 清掃範囲は、別添図のとおり計画しているが、監督職員の指示により変更する場合がある。
 - 清掃範囲（1）：令和2年4月1日から令和2年5月29日まで
 - 清掃範囲（2）：令和2年5月30日から令和3年3月31日までなお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。
- (3) 給水場所は別添図の箇所を想定しているが監督職員の指示により変更する場合がある。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

7-3 道路補修工

- (1) 道路補修は別添図に示す場所を対象範囲とするが、補修位置、時期及び補修方法については監督職員と協議するものとする。
 - 補修範囲（1）：令和2年4月1日から令和2年5月29日まで
 - 補修範囲（2）：令和2年5月30日から令和3年3月31日までなお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。
- (2) 舗装版切断、舗装版撤去、欠損部補修及び欠損部応急補修等の数量については計画で算出しているため、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。
- (3) 撤去により発生したアスファルト殻は30cm程度に破砕するものとする。
- (4) 撤去により発生したアスファルト殻については、本特記仕様書8-2に基づき適正に処理するものとする。
- (5) 舗装版切断時に発生する排水は適正に処理するものとする。なお、処分費等が発生する場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。
- (6) 排水の処理後、監督職員に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出するものとする。
- (7) 使用する乳剤は、下表のとおりとする。

名称	種類	散布量	摘要
プライムコート	PK-3	0.8L/m ² 以上	

- (8) 使用するアスファルト混合物は下表のとおりとする。

名 称	骨材粒度の用途区分	骨材の最大粒径	アスファルト針入度	アスファルト使用量	マーシャル試験に対する基準値の用途区分	摘 要
再生密粒度アスファルト	道路駐車場表層タイプ I	13mm	40～60	5.0～6.0%	道路・駐車場⑤表層	

- (9) 欠損部応急補修については、監督職員の指示により速やかに行うものとする。
 なお、常温合材の使用量については、確定次第報告するものとし、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

- (10) 使用する常温合材については監督職員の承諾を得るものとする。

7-4 標識維持工

- (1) 標識維持工は別添図に示す場所を対象範囲とするが、施工位置、時期及び施工方法については監督職員と協議するものとする。
 なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

- (2) 区画線設置の数量については計画で算出しているため、監督職員の指示により変更する場合がある。
 なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

- (3) 路面標識に使用する路面標示用塗料は、下表のとおりとする。

名 称	品 質	塗 布 量	摘 要
路面標示用塗料	JIS K 5665 1種	0.40/m ²	常温式（白色）

7-5 仮設工

- (1) 別添図に示す場所において乳剤散布を計画しているが、乳剤散布時期、数量等については監督職員の指示によるものとする。
 なお、別件工事の施工状況により乳剤散布を行わない場合がある。
 これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

- (2) 使用する乳剤はプライムコートとし、品質は下表のとおりとする。

名称	種類	散布量	摘要
プライムコート	PK-3	0.8L/m ² 以上	

7-6 撤去工

- (1) 飛砂防止ネット等の撤去を計画しているが、撤去場所、数量、作業時間帯等については監督職員の指示によるものとする。
 なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

- (2) 撤去した飛砂防止ネット等は「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物に該当することから適正な産業廃棄物処理場へ運搬・処分するものとする。また、処理場は事前に監督職員の承諾を得るものとする。

7-7 新技術活用

- (1) 受注者は、施工に先立ち、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、有用と思われる新技術等の提案がある場合は、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（以下、実施要領）、に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行

うことができる。

- (2) 受注者は、NETIS 登録技術を含む技術提案により受注した場合は受注者の負担により、上記要領等に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うこと。
- (3) 新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム (NETIS) URL <http://www.netis.mlit.go.jp>」に掲載されているNETIS (申請情報等) に留意するものとする。
- (4) 新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。
- (5) 本工事によって知り得た当該新技術に係わる情報は、監督職員の許可無く公表してはならない。

8. その他

8-1 一般事項

- (1) 本工事の施工にあたっては、航空法および同法施行規則並びに空港管理規則を厳守すること。
- (2) 制限区域内立入りにあたっては、顔写真入り身分証（各都道府県公安委員会発行の有効な運転免許証、公的機関等が発行した住基カード等の証明書で顔写真入りのもの（官公庁または、公的機関が認めた法人及び特殊法人が発行したものを含む。））を常時携帯すること。
なお、受注者は顔写真入り身分証を発注者から求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) 制限区域内への立入りは、東京国際空港長より承認を受けた人員及び車両とする。また、車両の運転経路は監督職員の指示する経路とし、所定の速度を厳守すること。
- (4) 工事区域は制限区域内であることから、毎日の空港の運用に支障をきたすことのないよう十分留意すること。
- (5) 工事の実施にあたっては、関係機関と密接な連絡を保ち、安全確保に万全の措置を講じること。
- (6) 工事の実施にあたっては、工区境界、資機材置き場及び道路使用等は、監督職員の指示に従い他工事との調整に協力しなければならない。
なお、協力に必要な費用は、受注者の負担とする。

- (7) 本工事の作業可能時間は、下表を基本とする。

区分	作業可能時間
昼間施工	8:00~17:00

なお、現場着手時期については、監督職員と協議の上決定するものとする。

- (8) 工事区域の設定は、監督職員と協議の上定めるものとする。また、工事区域外への立入りを防止するための方策を講ずるものとする。
- (9) 本特記仕様書に定めた工事内容以外で、特許に関する問題が生じた場合は、受注者の責任で処理するものとする。
- (10) 既設構造物等が発見された場合は速やかに監督職員に報告し、その処置については監督職員の指示によるものとする。
なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。
- (11) 施工上必要となる仮設及び調査等は、別途協議するものとし、監督職員の指示によりその施工を行うものとする。
なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。
- (12) 施工に支障となる地下埋設物（管路等）の確認のために試掘、レーダー探査等が必要な場合は事前に監督職員と調査方法について協議するものとする。
なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。
- (13) 施工に伴い交通誘導員等の配置が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

(14) 工事書類簡素化の試行

- ①受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提示若しくは提出するものとする。
- ②工事関係書類の作成にあたっては、別添『工事書類簡素化試行一覧表』の「空港土木工事共通仕様書」の試行内容を適用する。なお、同一覧表の「写真管理基準」に示す試行内容については、本工事の工種に合致する工種について適用するものとする。
- ③受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す以外の内容について、簡素化の提案がある場合、若しくは、監督職員が追加提示する内容について、監督職員と協議のうえ試行対象とすることが出来るものとする。
- ④受注者は、工事書類簡素化の試行に関する効果、課題を把握するため、削減効果を定量的及び定性的に整理のうえ報告すると共に、アンケート等のフォローアップ調査等の実施に関する指示がある場合には、これに協力しなければならない。

- (15) 本工事において、工事実施状況の記録資料（映像撮影、写真撮影、その他各種資料(概要説明資料等)）の作成について監督職員から指示があった場合は、これに対応するものとする。なお、作成仕様については、事前に監督職員と協議するものとし、これに伴う費用は、工期末日までに契約変更を行うものとする。
また、記録資料に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、工事完了時に当局に無償で譲渡するものとする。

8-2 再生資源の利用等

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

- 1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。
- 2) 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

イ) 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (道路補修工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

ロ) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	住 所
アスファルト殻	大成ロテック(株)城南島リサイクルセンター	大田区城南島3-3-1

ハ) 受入時間

大成ロテック(株)城南島リサイクルセンター

: 08:00～17:00

- 3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
- ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

(2) 建設副産物

建設副産物を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を監督職員に提出しなければならない。

(3) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。

(4) 建設汚泥の再生利用

本工事において、建設汚泥の再生利用を行う場合は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月）」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月）」を遵守しなければならない。

(5) その他

契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と別途協議しなければならない。

- 8-3 本工事において、汚染土壌の掘削除去等は想定していない。工事の施工に伴い、施工対象土砂等の汚染が判明した場合は「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）等の諸法令を遵守するものとし、監督職員と協議の上、必要な措置を講じなければならない。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

- 8-4 本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

(施工管理に関する情報化)

- (1) 本工事に係わる提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供

するシステム（工事帳票管理システム）を利用するものとする。詳細については、監督職員の指示による。

- (2) 当該システムの使用可能時期、手続き等については監督職員の指示によるものとする。
- (3) システム使用に際して支障が生じた場合には監督職員に報告し指示を得るものとする。
- (4) システムに係わるユーザー名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

（電子納品）

- (5) 電子納品とは、工事写真、完成図を「工事完成図書の電子納品等要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考にする。
- (6) 「工事完成図書」は、「工事完成図書の電子納品等要領」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの提出については、監督職員と協議のうえ、決定する。
- (7) 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- (8) 「紙」による「工事完成図書」の提出は、監督職員と協議のうえ、決定する。
- (9) 特記仕様書及び発注図面の電子データは発注者が提供する。

8-5 施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。

8-6 工事コスト調査について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。
- (2) 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められた時は、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 提出された調査票は、関東地方整備局及び東京空港整備事務所のホームページにより公表する。

資料名	内 容	説 明
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料	
比較表-1	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表	
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表	
比較表-3	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表	
比較表-4	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表	

比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査 (工事費)	受注者、下請負者の工事費内訳

８－７ 総価契約単価合意方式の実施について

- (1) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。
- (2) 発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

８－８ 三者連絡会の実施について

本工事は、発注者、受注者及び下請負者において当該工事契約内容等について相互確認するため、受発注者間の協議により三者連絡会を設置することができる。なお、会議の開催内容、開催時期については、別途監督職員より通知するものとし、開催にあたっては、協力するものとする。

８－９ 管理技術者等の配置等

- (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置する。
- (2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は、後日通知する。
- (3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第９条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

８－１０ 「設計変更協議会」の設置

- (1) 本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である「設計変更協議会」の開催について、主任現場監督員に対して発議することができる。
- (2) 「設計変更協議会」の概要及び開催手続き等については、別途監督職員より通知する。

８－１１ 東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。

８－１２ 工事中の安全確保

工事中の施工にあたっては、関東地方整備局が定める下記の「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、「重点的安全対策」については監督職員より別途通知するものとする。

８－１３ 本工事はクイックレスポンス実施対象工事である。

- (1) 「クイックレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のう

ちに」回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することである。

- (2) 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員の確認を受けること。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告すること。

8-14 施工方法を想定し費用を算出している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

8-15 契約内容の変更手続きについて

本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、発注者及び受注者協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

8-16 設計変更等については、工事請負契約書第18条から第24条及び空港土木工事共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

8-17 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

(1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィッティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(2) 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記(1)の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。(ただし、10,000円/基・月を超えない場合は設計変更の対象としない。)

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用並びに【快適トイレとして活用するために備える備品】及び【推奨する仕様、付属品】については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

8-18 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。

対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、空港土木工事共通仕様書 付録-2 空港土木工事施工管理基準及び規格値 第1章10. 写真管理 (3) 撮影方法②に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事導入前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、空港土木工事共通仕様書 付録-2 空港土木工事施工管理基準及び規格値 第1章10. 写真管理 (3) 撮影方法②による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、空港土木工事共通仕様書 付録-2 空港土木工事施工管理基準及び規格値、及びデジタル写真管理情報基準(平成28年3月)に準ずるが、上記(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準(平成28年3月)「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記（2）に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者はURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

8-19 働き易い職場環境を整備した工事

(1) 働き易い職場環境を整備した工事とは、8-17の快適トイレを導入した工事で、かつ現場事務所において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。

- ・喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

(2) 受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

8-20 担い手育成活動を実施した工事

(1) 担い手育成活動を実施した工事とは、建設業に将来就く可能性のある者（土木関係の専門学校生、高校生、大学生等）、現場経験の少ない者等に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等（注）を開催し、建設業への関心の喚起や、作業船による施工、操船等の建設技術の習得の機会を提供した工事である。

（注）受注者（下請を含む）の職員を対象としたものや、単に受注者（下請を含む）への就職を目的としたものは対象外。

(2) 受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

8-21 受注者は、空港土木工事共通仕様書1-1-5工事实績データの作成、登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。

- ①受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。
- ②受注者は、①によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。
- ③「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

8-22 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、全て監督職員と協議して決定しなければならない。

以 上

空港土木工事共通仕様書		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
1-1-19	<p>監督職員による検査及び立会</p> <p>1) 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>監督職員による検査及び立会</p> <p>1) 受注者は、設計図書に規定されたもの限り、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける義務を有し、日時、場所、内容については別に定める週間工程表提出時に監督職員と打ち合わせの上決定し、実施状況を業務確認書に記載・整理しておくこと。</p>
1-1-25	<p>履行報告</p> <p>1) 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>履行報告</p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工程計画と履行状況を比較出来る工程管理表および週間工程表の様式について、事前に監督職員の承諾を得たうえで履行状況を記載し監督職員に提出しなければならない。</p>
1-1-36	<p>作業時間</p> <p>2) 受注者は、設計図書に作業時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>作業時間</p> <p>2) 受注者は、設計図書に作業時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、1-1-25履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して監督職員に提出・確認をもって承諾を得たものとする。</p> <p>ただし、週休2日確保試行該当工事においては、事前に理由および代休取得予定日を記した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>

空港土木工事共通仕様書		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
1-1-41	<p>保険の付保及び事故の補償</p> <p>3) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>保険の付保及び事故の補償</p> <p>3) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、個人手帳の提示および写しの提出は要しない。</p>
1-1-31	<p>環境対策</p> <p>6) 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から写真を求められた場合、提示しなければならない。</p>	<p>環境対策</p> <p>6) 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械について、施工計画書に記載するものとし、監督職員が現地にて確認する。</p>
1-1-24	<p>施工管理</p> <p>6) 受注者は、(中略) 撮影の際は、被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール、箱尺等）を同時に撮影しなければならない。なお、撮影項目、撮影時期、撮影頻度及び写真の整理の方法の詳細については、「空港土木工事施工管理基準及び規格値」の「写真管理基準」の定めによる。</p> <p>10) 受注者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>施工管理</p> <p>6) 受注者は、(中略) 撮影の際は、被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール、箱尺等）を同時に撮影しなければならない。なお、撮影項目、撮影時期、撮影頻度及び写真の整理の方法の詳細については、「空港土木工事施工管理基準及び規格値」の「写真管理基準」の定めによる。</p> <p>なお、撮影頻度は管理項目毎に以下による。</p> <p>(1) 施工管理（施工機械・方法等）は代表的な 1 サイクルの撮影とする。</p> <p>(2) 工事目的物の不可視部分にかかる出来形および完成品は全数若しくは段階の状況が確認できる撮影頻度とするが、これ以外の出来形管理（外観、形状寸法、型枠等）については、出来形管理基準に定める測定密度、若しくは、全体の 20% のうち、何れか低い方を撮影密度とする。</p> <p>(3) 品質管理（コンクリート現場・強度試験）の写真は品質規定毎に 1 枚とする。</p> <p>10) 工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、1-1-25 履行報告に定める週間工程表に機種および搬入・搬出予定日を記載すること。</p>

写真管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
3	無筋・鉄筋コンクリート 〔施工管理〕鉄筋、型枠、支保工 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	無筋・鉄筋コンクリート 〔施工管理〕鉄筋、型枠、支保工 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
	無筋・鉄筋コンクリート 〔施工管理〕 コンクリート 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	無筋・鉄筋コンクリート 〔施工管理〕 コンクリート 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
	無筋・鉄筋コンクリート 〔施工管理〕 暑中コンクリート及び寒中コンクリート 〔品質管理〕 材料及び施工の確認、 コンクリート試験練り、 強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	無筋・鉄筋コンクリート 〔施工管理〕 暑中コンクリート及び寒中コンクリート 〔品質管理〕 材料及び施工の確認、 コンクリート試験練り、 強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、品質規定毎に1枚の撮影とする